

第3期武豊町特定健康診査等
実施計画

平成30年3月

武豊町

目次

序章	P.1
1. 計画策定にあたって（背景・趣旨）	
2. 計画期間	
第1章 特定健康診査及び特定保健指導の実施状況	P.2
1. 被保険者の状況	
2. 実施状況と課題	
第2章 目標	P.6
第3章 実施方法	P.7
1. 特定健診	
2. 特定保健指導	
第4章 未受診者・未利用者対策	P.10
1. 特定健診	
2. 特定保健指導	
第5章 個人情報保護	P.13
第6章 特定健診等実施計画の公表・周知	P.14
第7章 特定健診等実施計画の評価及び見直し	P.14
1. 特定健診等実施計画の評価体制	
2. 特定健診等実施計画の見直し	
第8章 その他計画策定にあたっての留意事項	P.15
1. 健康増進法等による健診項目との関連	
2. 研修等資質向上に関すること	
（参考資料）	
特定健診・特定保健指導の年間実施スケジュール	P.16
特定健診・特定保健指導の制度について	P.18

序章

1. 計画策定にあたって（背景・趣旨）

社会保険制度の根幹である国民皆保険制度を維持する国民健康保険は医療保険という一面だけではなく、国民の健康を維持するための重要な役割を担っている。しかしながら、少子高齢化や国民生活の変化、医療の高度化など近年、医療制度を取り巻く環境は急速に変化しており、制度を堅持し、持続可能なものとするためには、保険制度の構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するために、医療費の増大の原因となる生活習慣病を中心とした疾病予防が重視されることになった。国は「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）に基づき平成 20 年度から、各保険者において「特定健診等実施計画」を策定し、被保険者の生活習慣病の発症や重症化を予防するため特定健康診査及び特定保健指導を実施することとし、各保険者にその実施が義務付けられた。

本計画は、武豊町国民健康保険の保険者である武豊町が、「高齢者の医療の確保に関する法律」第 19 条の規定に基づき、被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に関する実施方法やその成果に係る目標について基本的な事項を定めるものである。

今回策定する第 3 期特定健診等実施計画では、第 1 期・第 2 期計画における 10 年間の進捗を踏まえ、生活習慣の改善指導及び特定健康診査等の受診率向上に向け、より効果的・効率的な運用を目指す。

また、計画の策定にあたっては「健康たけとよ 21 スマイルプラン」及び「武豊町国民健康保険データヘルス計画」等との調和を図るものとする。

2. 計画期間

平成 30 年 4 月～平成 36 年 3 月（6 年間）

第1章 特定健康診査及び特定保健指導の実施状況

1. 被保険者の状況

武豊町の人口は増加しているが、国民健康保険加入者世帯数及び被保険者数は減少している。平成28年10月からの被用者保険の適用拡大により被保険者数はさらに減少傾向にある。

被保険者の年齢構成を見ると、65歳から74歳が多く、構成から考えると、退職者が多く加入していることが想定される。

世帯・加入世帯数（各年度4月1日現在）

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全世帯数	16,783	16,892	17,132	17,209	17,459	17,579
加入世帯数	6,062	6,202	6,195	6,139	6,068	5,803
加入率（%）	36.1	36.7	36.2	35.7	34.8	33.0

人口・被保険者数（各年度4月1日現在）

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人口	42,635	42,593	42,762	42,744	42,993	43,022
被保険者数（人）	11,018	11,132	11,007	10,733	10,351	9,753
加入率（%）	25.8	26.1	25.7	25.1	24.1	22.7

被保険者年齢構成（平成29年10月31日現在）

年齢	0~4	5~9	10~14	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39
人数（人）	165	251	258	253	237	231	286	377
構成率（%）	1.8	2.7	2.7	2.7	2.5	2.5	3.0	4.0

年齢	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74
人数（人）	467	492	429	460	924	2,314	2,296
構成率（%）	4.9	5.2	4.5	4.9	9.8	24.5	24.3

2. 実施状況と課題

<特定健診>

特定健診受診率は、愛知県内では高い水準で推移しているものの、平成29年度（暫定値）で56.7%であり、第2期特定健診等実施計画の目標値である受診率60%には達していない。また、男女ともに40歳代、50歳代の受診率が低くなっている。

特定健診の実施場所に関しては、保健センターにおける集団健診と、町内医療機関における個別健診があり、受診者の利便性の向上に努めている。しかし、他機関での健診受診に対する費用の償還払いや、かかりつけ医からの健診情報の提供等は、未だ体制が整っておらず、効果検証も不十分なことから実施していない。

特定健診受診率

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (暫定値)
受診率(%)	50.4	49.3	51.2	51.5	53.3	56.7

年齢別受診率（平成28年度）

年齢		40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74
受診率(%)	男性	22.7	22.2	24.8	24.3	38.8	53.9	65.1
	女性	30.1	23.9	35.3	37.1	53.4	68.3	72.4

特定健診の更なる受診率の向上のためには、健診未受診者の状況を調査研究し、受けやすい健診体制を整える必要がある。

平成 29 年度に、健診未受診者に対しアンケートを実施した結果、「他で健診を受ける予定」「かかりつけ医で定期受診中」という回答が多かった。このような人の受診状況（時期、受診機関等）についても調査研究を進め、ニーズを確認しながら対策の適正化及び受診率の向上に努めていく。

健診未受診者のアンケート結果（重複回答あり）

受診しない理由	40～64 歳	65～74 歳	計
他で健診を受ける予定	38	57	95
かかりつけ医で定期受診中	19	72	91
その他	14	47	61
かかりつけ医が町内にない	2	10	12
時期・実施時間が合わない	6	3	9
長期入院中	4	2	6
交通手段がない	1	1	2
仕事が休めない	1	1	2
施設入所中・妊娠中	0	0	0
健診機関の場所が分からない	0	0	0
計	85	193	278

（アンケート回答者数：283 人回答なし含む 調査期間：4 月～9 月）

＜特定保健指導＞

特定保健指導実施(終了)率は平成28年度全体で22.0%(動機づけ支援22.3%、積極的支援20.7%)となっている。

特定保健指導実施率は、経年では増加しているものの、第2期特定健診等実施計画の目標値である実施率60%には達していない。目標値と比べて低い水準にあるため、特定保健指導の方法を再度検討し、実施率の向上にむけた取り組みを考えていく必要がある。

特定保健指導実施率

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (暫定値)
実施率(%)	6.3	14.8	19.2	18.6	22.0	18.2

第3期特定健診等実施計画の重点課題

- ・未受診者、未利用者に対する継続的かつ効率的なアプローチ
- ・アンケート等での動向調査、ニーズに応じた対策の適正化

第2章 目標

特定健診に関しては、平成35年度までに国が指定する目標値である「受診率60%」をめざして取り組んでいく。

特定保健指導に関しては、国の指定する目標値は60%であるが、町の現状とは大きくかい離している。そのため当面、「第2期健康たけとよ21スマイルプラン」との整合性も図りながら、「実施率50%」を目標としていく。

被保険者数及び対象者数の予測

年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
被保険者数	9,398	9,310	9,295	9,285	9,076	8,869
対象者数	7,385	7,390	7,287	7,291	7,306	7,119

特定健診受診率の目標値

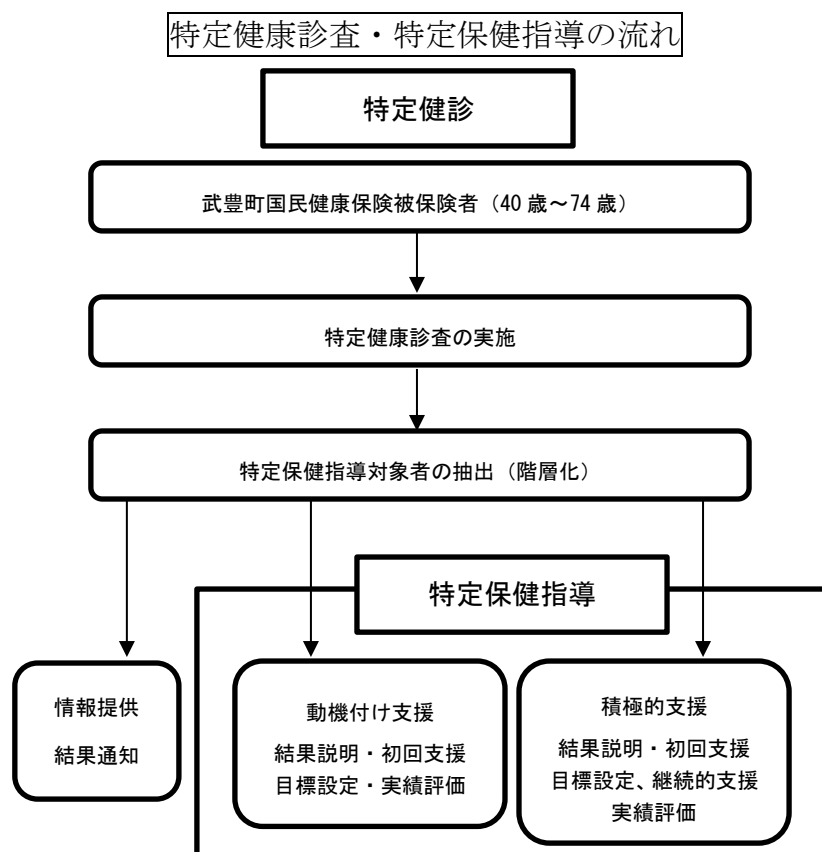
年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
受診率(%)	57.5	58.0	58.5	59.0	59.5	60.0

特定保健指導実施率の目標値

年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
実施率(%)	23.0	34.0	38.0	42.0	46.0	50.0

第3章 実施方法

特定健康診査・特定保健指導は以下のとおり実施する。



1. 特定健診

目的	被保険者の健康状態の把握、生活習慣病の早期発見、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームの早期発見
対象者	国民健康保険加入者のうち 年度内40歳到達者から74歳の人 (受診券作成スケジュールに基づき、6月1日までに資格取得手続きを完了している被保険者)
周知方法	受診券の発送により対象者へ個別通知、広報・ホームページに掲載 国保資格取得申請の窓口対応時、各種健康教育等で啓発・告知
形態	厚生労働大臣が定める、特定健康診査の外部委託に関する基準を満たしている医療機関等に委託し実施 集団健診と個別健診を実施する 健診結果は、健診実施機関から直接返却

実施機関 (場所)	【集団健診】 保健センター（半田市医師会健康管理センターへ委託） 【個別健診】 町内健診実施医療機関（知多郡医師会武豊町医師団へ委託） ※ 町内健診実施医療機関については、各年度事前にアンケートを行い、実施可否及び期間を確認
項目	問診、身体測定（身長体重、腹囲）、血圧、尿検査、血液検査（法定項目に加え、町独自の項目を追加。項目詳細は別表）、心電図、眼底検査（法定要件該当者のみ）、保健指導初回支援①（健診当日に把握可能な対象者のみ） 肝炎検査（健康課事業）の同時実施可能（年齢該当者のみ）
期間	【集団健診】 5月～7月のうち5回 【個別健診】 5月～7月 ※ 眼底検査は、保健センターの眼底検査日に実施

別表「血液検査実施項目」

血中脂質検査	中性脂肪
	HDL-コレステロール
	LDL-コレステロール
	総コレステロール
肝機能検査	GOT
	GPT
	γ-GTP
	アルブミン
	ALP
腎機能検査	総蛋白
	尿素窒素
血糖検査	クレアチニン
	空腹時血糖
血液学的検査 (貧血検査)	ヘモグロビン A1c
	血色素量
	赤血球数
	白血球数
	ヘマトクリット値
	血小板数

2. 特定保健指導

目的	メタボリックシンドロームを改善するための、自らの生活習慣における課題の認識、生活習慣の改善による、生活習慣病の発症予防
対象者	特定保健指導階層化（別表）により「動機づけ支援」「積極的支援」に該当した人
周知方法	健診当日に、対象者と見込まれる人に直接案内（初回支援①を兼ねる） 健診結果返却時に、対象者へ案内
形態・内容	<p>【初回支援】面接による個別支援もしくは教室形態によるグループ支援 分割実施可能（①健診当日、②結果返却時） 生活習慣の振り返り、行動目標の設定、個別栄養・運動指導</p> <p>【継続支援】（積極的支援対象者のみ）3か月以上の継続的支援 ポイント制（180ポイント以上実施） 電話、手紙、面接、教室（体操教室、健康講話）による支援</p> <p>【実績評価】効果測定健診（身体計測、血液検査） 自己申告による評価（電話・手紙） 初回支援より3～6か月後に実施</p>
実施機関	健康課（保健センター）、保険医療課 健診実施医療機関（初回支援①のみ）
実施時期	6月～翌年3月

別表「特定保健指導階層化」

腹囲	追加リスク ①血糖・②脂質・③血圧	④喫煙歴	対象	
			40歳～64歳	65歳～74歳
≥85cm（男性） ≥90cm（女性）	2つ以上該当	不問	積極的支援	動機づけ支援
	1つ以上該当	あり		
上記以外で BMI≥25		3つ以上該当	なし	動機づけ支援
	不問		積極的支援	
	2つ以上該当	あり	動機づけ支援	
1つ以上該当	なし			
	1つ以上該当	不問		

① 血糖（空腹時血糖 100mg/dl 以上、または HbA1c5.6 以上）

② 脂質（中性脂肪 150mg/dl 以上、または HDL コレステロール 40mg/dl 未満）

③ 血圧（収縮期 130mmHg 以上、または拡張期 85mmHg 以上）

④ 質問票より 喫煙歴あり

※ 糖尿病、高血圧症、高脂血症の治療に係る薬剤を服薬している人は対象者から除外する。

第4章 未受診者・未利用者対策

第1期、第2期の計画では特定健診、特定保健指導共に目標値に達していない。第3期計画においてはこの課題を解決し第2章に掲げた目標を達成するため、以下のとおり未受診者・未利用者対策を重点的に実施する。

1. 特定健診

(1) 受診勧奨

対象者	特定健診対象者全員
方法	受診券の発送時に合わせて実施
時期	4月～6月
実施機関	保険医療課
内容	連合会作成の受診勧奨パンフレットを受診券に同封し、勧奨を行う

(2) 未受診状況調査

対象者	特定健診対象者全員
方法	受診券の発送時に同封して周知
時期	4月～6月 受診券発送時（返送受入れ時期：8月末まで）
実施機関	保険医療課
内容	受診券送付時に返信用封筒を同封することで受診券及びアンケートの返送を求める。目的は以下のとおり。 ① 未受診者再勧奨通知送付の適正化 ② 長期入院及び療養者の抽出 ③ 次年度受診券発送者の適正化

(3) 未受診者再勧奨通知

対象者	特定健診対象者のうち6月末時点で未受診の人 *未受診状況調査にて受診券の返送のあった人、受診券発送後に資格喪失した人を除く
方法	勧奨ハガキの発送
時期	7月第2週頃
実施機関	保険医療課
内容	7月第1週頃に、未受診者情報を半田市医師会健康管理センターより取得し、資格情報等と突合させ、再勧奨者名簿を作成 世代により通知内容を変更し、勧奨ハガキを発送

	① 現役世代向け勸奨ハガキ（４０歳～５９歳） ② 退職者向け勸奨ハガキ（６０歳～７４歳）
--	-------------------------------------------------

（４）健診期間延長

対象者	特定健診対象者のうち６月末時点で未受診の人
方法	健診が受けられる期間を延長する 未受診者再勸奨時に周知
期間	８月 ＊個別健診実施医療機関に、対応の可否を事前確認する
実施機関	保険医療課・健康課、個別健診実施医療機関
内容	【集団健診】１回（後期高齢者医療健診と同時実施） 【個別健診】８月（１か月間）

（５）健診結果集約

対象者	特定健診対象者のうち、他機関で健診受診（予定含む）の人
方法	本人もしくは受診機関からの健診結果の提供
時期	通年
実施機関	保険医療課
内容	受診券発送時に、本事業について周知 未受診状況調査時に受診医療機関の報告を求め（任意）、後日保険医療課から（本人の了承後）実施機関に対し健診データの提供を依頼する。 受領できたデータを特定健診受診データとして登録・管理する。

2. 特定保健指導

(1) 保健指導利用促進対策

対象者	特定健診受診者のうち、健診当日に保健指導対象者に該当すると見込まれる人（腹囲基準値超過、血圧高値、生活習慣病の服薬なし、喫煙あり）
方法	健診当日に初回支援の分割実施（面接による）
時期	5～8月
実施機関	健康課・保険医療課
内容	メタボリックシンドロームや保健指導（階層化）について説明 生活習慣の振り返り、簡易の生活目標の立案 次回面接（健診結果返却時、初回支援②）の予約

(2) 保健指導未利用者勧奨事業

対象者	特定保健指導対象者のうち、初回支援の利用のない人
方法	手紙もしくは電話
時期	6～9月
実施機関	健康課
内容	次回初回支援（主にグループ支援）の日程通知 初回支援①実施済みの対象者の場合、電話で初回支援②を実施する

未受診者・未利用者対策の展開について

未受診者、未利用者対策は本計画における重要項目のため、他市町村での成功事例の情報や、国や県からの情報提供等を積極的に利用し、P D C Aサイクルによる運用を実施する。

その中では効率的、効果的な事業を精査しながら、事業の継続と新たな事業の実施を判断していく必要がある。

また、制度改正による運用の変更は適宜、事業に反映させる。

第5章 個人情報の保護

本計画における事業について個人情報の保護は以下のとおりとする。

<記録・データの保管、保管体制及び個人情報保護>

(1) 保存期間

5年間

(2) 保管者

- ・武豊町健康福祉部保険医療課
- ・武豊町健康福祉部健康課
- ・半田市医師会健康管理センター
- ・愛知県国民健康保険団体連合会

※ 保険医療課及び健康課の管理者は、職員が「地方公務員法」による職務上知り得た情報の口外禁止条項及び「武豊町個人情報保護条例」の遵守を徹底するように指導する。

※ 委託先の半田市医師会健康管理センター及び愛知県国民健康保険団体連合会との契約には「武豊町個人情報保護条例」の遵守条項を設ける。

(3) 保管場所

特定健診・保健指導の記録・データ等の用紙及び磁気媒体等個人情報に係る物は、事務所内の施錠できる場所に保管し、職員等自宅への持ち帰りを厳禁する。

また、記録・データ等は保存期間を経過したのち適切な方法で処理する。

第6章 特定健診等実施計画の公表・周知

特定健診等実施計画については武豊町ホームページ等に全文、または概要を掲載し、周知を図るものとする。

第7章 特定健診等実施計画の評価及び見直し

本計画の評価及び見直しは以下のとおりとする。

1. 特定健診等実施計画の評価体制

実施及び成果に係る目標の達成状況の確認をする。

時 期	内 容	担 当
実施年度末	実施方法、内容、スケジュール等の進行確認	保険医療課 健康課
実施翌年度当初 及び法定報告確定後	特定健康診査・特定保健指導の実施率と目標値 の達成状況	保険医療課
実施翌年度当初	健診データ分析 (実施年度当初と翌年度当初の比較)	保険医療課
実施翌年度法定報告完了時	保健指導対象者の減少率 (平成30年度と平成35年度の減少率比較)	保険医療課 健康課

2. 特定健診等実施計画の見直し

実施計画の内容は、評価結果等から毎年必要に応じて、実態に即したより効果的なものに見直す。

○見直しのスケジュール（平成30年度から実施）

時 期	内 容	担 当
2月初旬	年度評価	保険医療課・健康課特定健診等担当
2月中旬	実施計画の見直し検討	保険医療課・健康課特定健診等担当
3月	実施計画評価委員会	保険医療課・健康課所属長と特定健診等担当

第8章 その他計画策定にあたっての留意事項

その他の留意事項は以下のとおりとする。

1. 健康増進法等による健診項目との関連
 - ① 後期高齢者医療制度、健康増進法における健康診査事業
 - ・ 5～8月に集団健診、個別健診を実施（特定健診と同時実施）
 - ② がん検診・レントゲン検診
 - ・ 健康課（保健センター）の年間計画に従い実施
 - ③ 事業主健診等における健診
 - ・ 他機関での健診データを可能な限り集約

2. 研修等資質向上に関すること
 - ① 関係職員は愛知県等主催の研修会等を積極的に受講する
 - ・ 保健指導を確実に、効果的に実施する。
 - ・ 事業の企画・評価及び保健指導の知識・技術の向上を目指す。
 - ② 保健指導受託者は研修会等を積極的に受講する

(参考資料)

特定健診・特定保健指導の年間実施スケジュール

	特定健診	特定保健指導
4月	集団健診・個別健診の業務委託契約 健診対象者の抽出 受診券の発行・発送	
5月	健診実施（集団・個別） 健診結果返却（随時） 受診券の発行・発送	初回支援①（健診当日）
6月	健診実施（集団・個別） 健診結果返却（随時） 個別健診結果票控え等の回収 受診券の発行・発送	初回支援①（健診当日） 初回支援②（初回支援①実施者） 初回支援①未実施の指導対象者に利用案内発送 初回支援（グループ支援）
7月	健診実施（個別） 健診結果返却（随時） 個別健診結果票控え等の回収 未受診者抽出 未受診者再勧奨案内発送	初回支援①（健診当日） 初回支援②（初回支援①実施者） 初回支援①未実施の指導対象者に利用案内発送 初回支援（グループ支援） 5～6月健診受診者で指導未利用者に再勧奨 継続支援（体操教室、健康講話、電話等）
8月	健診期間延長（集団・個別） 健診結果返却（随時） 個別健診結果票控え等の回収	初回支援①（健診当日） 初回支援②（初回支援①実施者） 初回支援①未実施の指導対象者に利用案内発送 初回支援（グループ支援） 継続支援（体操教室、健康講話、電話等）
9月	健診結果返却（随時） 個別健診結果票控え等の回収 前年度法定報告の修正	初回支援②（初回支援実施者） 初回支援①未実施の指導対象者に利用案内発送 初回支援（グループ支援） 7～8月健診受診者で指導未利用者に再勧奨 継続支援（体操教室、健康講話、電話等）

10月	法定報告	継続支援（体操教室、健康講話、電話等） 効果測定
11月		継続支援（体操教室、健康講話、電話等） 効果測定結果返却・効果評価
12月		継続支援（体操教室、健康講話、電話等） 効果測定
1月		効果測定結果返却・効果評価
2月	事業評価 計画の見直し検討	事業評価 計画の見直し検討
3月		保健指導フィードバック同窓会 法定報告

特定健診・特定保健指導の制度について

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療保険者は特定健診・特定保健指導を実施

○ 制度概要

根拠法	「高齢者の医療の確保に関する法律」
実施主体	医療保険者
対象	40歳以上74歳以下の被保険者・被扶養者
内容（健診）	高血圧症、脂質異常症、糖尿病その他の内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に関する健康診査を実施
内容（保健指導）	健診の結果、健康の保持に努める必要がある者に対して特定保健指導を実施
実施計画	医療保険者は5年ごとに特定健診等実施計画を策定 ※第3期からは6年ごと
計画期間	第1期（平成20年度～平成24年度）（5年間） 第2期（平成25年度～平成29年度）（5年間） 第3期（平成30年度～平成35年度）（6年間）
健診項目及び対象者	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令）等により規定

○ 定義

「高齢者の医療の確保に関する法律」

（特定健康診査等基本指針）

第十八条 厚生労働大臣は、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（以下「特定健康診査等基本指針」という。）を定めるものとする。

「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」（平成19年政令第318号）（抄）

（法第十八条第1項に規定する政令で定める生活習慣病）

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第18条第1項に規定する政令で定める生活習慣病は、高血圧症、脂質異常症、糖尿病その他の生活習慣病であつて、内臓脂肪（腹腔内の腸間膜、大網等に存在する脂肪細胞内に貯蔵された脂肪をいう。）の蓄積に起因するものとする。

第3期武豊町特定健康診査等実施計画

発行日 平成30年3月

発行者 武豊町

編集者 武豊町 健康福祉部 保険医療課

住 所 〒470-2392

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

T E L 0569-72-1111 (代表)

F A X 0569-72-1115